

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭議会運営委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月4日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日、追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案2件、予算案7件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行います。

追加議案の審議終了後、議長から閉会中における継続審査についてを発議いただき、表決を行います。

全議案の審議終了後、議長から挨拶を受けて、定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいます。

うお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第89号 長井市コミュニティセンター条例の設定について外13件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第89号 長井市コミュニティセンター条例の設定についてから日程第14、議案第98号 平成29年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号までの14件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** おはようございます。

総務常任委員会審査報告をいたします。

平成29年第5回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第89号 長井市コミュニティセンター条例の設定について申し上げます。

本案は、地域住民による自主的な地域づくり

を促し、住民の総合的な地域活動と生涯学習の拠点として3地区公民館をコミュニティセンターとするため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、公民館がコミュニティセンターに変わることによって商業的な使用は可能なのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、公民館は社会教育法の規定により、営利目的の使用はできなかったが、コミュニティセンターは公の施設になるので、営利を目的とした事業ができるようになる。地域づくりに資する事業で地域活性化のための朝市、特産品開発・販売、地域づくりのための研修会などを有名な講師を呼んで有料で開催することも、これからは可能になると考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、音楽会、演芸、展示会、宣伝等いろいろなケースが出てくると思うが公民館も残る現状において、利用を許可する指定管理者の判断に委ねて大丈夫なのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、公民館とコミュニティセンターの違いは出ると思う。コミュニティセンターの自主的な取り組みであるが、基本的には行為の制限等があるので、内規を定め、しっかりとした対応をしていかなければならないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地域づくり計画の策定段階から地域に対して市が支援をしてきたと思うが、支援の額は3地区とも同じなのかとの質疑がなされ、地域振興主幹からは、地域づくり計画策定のため10万円、実践時の支援として年間30万円の補助金を交付している。平野地区と西根地区は2年間の実践になるが、致芳地区は1年間の実践になっているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、スモールスタートということで小さく始めて、なれてから大きくする考えのようであるが、3地区が来年からスター

トする状況において、担当課では各地区の悩みを把握しているかとの質疑がなされ、地域振興主幹からは、地域づくり計画の中身は非常に広範囲であり、課題も多くある。各公民館の職員は計画全てを毎年実践していかなければならないのかと危惧しているが、計画は5年、10年の目標計画であり、その中でできるものから実践していただくように話をしている。また、時間的にも人員的にも計画の全てを実践することは非常に難しいことだと思っているので、計画の見直しも含めてお願いしたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理料の中で西根地区のみ臨時職員、その他の予算がついているが、他の地区は現在の職員で間に合うという合意ができていのかとの質疑がなされ、地域振興主幹からは、臨時職員の雇用について査定時に各公民館と話し合って予算額を決めていきたいと考えている。地域づくり計画を策定する際に、主事職を1名増員しているの、コミュニティセンターもその中で運営していただきたいとお願いしているが、6地区全体で統一した認識を持ちながら進めてまいりたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 長井市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、議案第94号の課税免除条例は、3,000万円以上の固定資産を取得すれば免除対象になったが、この条例では、取得価格が1億円以上でなければ該当しないことになる。事業者にとってメリットはあるのかと

の質疑がなされ、税務課長からは、農工法による課税免除条例が廃止され、一方で企業立地法に基づく課税免除の条例が改正され、取得価格や対象業種の要件が緩和された。農工法の取得価格の要件が3,000万円以上と金額的には低かったが、場所が長井北工業団地内に限られており、課税免除の実績も少なく推移してきた。

一方、企業立地法では、今回の改正により取得価格の要件が原則2億円超から1億円超に引き下げられ、長井市内全域が対象区域であり、対象業種も広がっており、決して不利な内容ではないと思っている。また、単年度の投資額ではなく、事業計画が2年の場合に総額で1億円を超えれば該当するので、ハードルは下がっているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、地域未来投資促進法に基づき、山形県内全域が対象となる5年間の基本計画を策定しているが、法律そのものは時限立法のように思うがどうかとの質疑がなされ、税務課長からは、ものづくりの分野の県の基本計画は33年度末までの期間であり、観光分野と農林水産分野の計画は32年度末までと考えているようだが、しばらくはこの支援策を展開するものと認識しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る根拠規定が削除されたため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第89号 長井市コミュニティセンター条例の設定についてから日程第3、議案第94号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第89号 長井市コミュニティセンター条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第89号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第90号 長井市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第94号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員

の起立を求めます。

(起立全員)

- 渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第94号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

- 安部 隆文教常任委員長** おはようございます。

平成29年第5回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成30年度から致芳地区公民館、西根地区公民館、平野地区公民館をコミュニティセンターへ移行することに伴い、名称及び位置並びに対象区域の規定から、3つの公民館の名称等を削除する改正を行うため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、公民館が条例からなくなるわけだが、館長会をしなくなるのか、コミュニティセンターへの移行に不安がある公民館もあるようだが、コミュニティセンターの館長なども含めて、今まで同様に館長会や主事会をするのか、どのように考えているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、これ

まで公民館館長会、主事会については文化生涯学習課で担当してきたが、引き続き地域づくり推進課と一緒に歩調を合わせて対応していきたいとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

- 渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)